

会 議 録

会議の名称	平成24年度第10回選挙管理委員会
開催日時	平成24年11月28日（水）午前10時15分から午前11時3分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長、山本直哉主事
議 題	<p>議案第29号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について</p> <p>議案第30号 第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について</p> <p>議案第31号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について</p> <p>議案第32号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について</p> <p>議案第33号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について</p> <p>議案第34号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について</p> <p>議案第35号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について</p> <p>議案第36号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について</p> <p>そ の 他</p>
◎ 委員長	<p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第10回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は8件とその他でございます。</p> <p>まず、議案第29号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p>
◎ 事務局	<p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>資料の1ページをお開きください。</p> <p>議案第29号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』、御説明いたします。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。</p> <p>内容といたしましては、住民票が作成された日以後、4か月を経過した男性2名、女性</p>

1名の計3名が抹消となります。詳細につきましては、後ほど資料を御覧ください。

なお、今回は西東京市在外選挙人名簿に登録される者はありません。

以上で、議案第29号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第29号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に議案第30号『第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

議案第30号『第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画について』、御説明いたします。

別冊のオレンジ色の表紙の資料『平成24年12月16日執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）』を御覧いただき、その内容について「第1選挙期日の公示及び選挙期日」から順にページを追って説明をさせていただきます。

都知事選挙と同日となり、都知事選挙と同一、また兼任していただく部分もございましたのでよろしく願いいたします。

まず、2ページの第1『選挙期日の公示及び選挙期日』でございますが、平成24年12月4日公示、同月16日執行とすることに決定しております。

第2『選出する小選挙区選出議員・比例代表選出議員の定数及び審査に付される最高裁判官の数』ですが、小選挙区選出議員は、西東京市を含む東京都第19区で1名、比例代表選出議員は東京都ブロックで17名、審査に付される裁判官の数は10名です。

第3『執行要領』ですが、選挙の名称は、「衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」となっております。

投票管理者は中山寛子委員長、同職務代理者は田崎敏男委員長職務代理者をお願いいたします。都知事選挙と兼任していただくこととなります。

立候補届出関係については、東京都第19区で選挙長市となります国分寺市で担当します。

届出受付終了後、氏名等掲示について掲載順序を決定するくじを行いますので、12月4日（火）の午後6時00分から西東京市選挙管理委員会を開催し、氏名等掲示の掲載順序の決定をお願いいたします。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。

選挙人名簿の関係ですが、登録の基準日は12月3日（月）、縦覧は4日（火）の1日間、登録要件としましては、年齢要件が平成4年12月17日以前の出生者、住所要件が平成24年9月3日までに転入届出がなされ、引き続き西東京市に住所を有する者となります。

登録の移し替えを行わない期間については平成24年11月21日から同年12月16日まででございます。

また、今回は国政選挙となりますので、在外選挙人の投票もごさいます。在外選挙人の名簿関係は記載のとおりとなりますので、後ほど御確認ください。

4ページをお開きください。

投票の関係ですが、平成24年12月16日（日）午前7時から午後8時まで、現行の市内34の投票所において行います。

期日前投票につきましては、12月5日（水）から同月15日（土）までの午前8時30分から午後8時まで。田無庁舎2階203会議室及び保谷庁舎別棟会議室B・Cにおいて行います。

11月30日から都知事選挙の期日前投票を執行しておりますので、投票する選挙が増えることとなります。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は12月9日（日）からです。

入場整理券につきましては、公示日から、郵送できるように準備を急いでおりますが若干遅れる見込みです。

なお、同時選挙となりましたので、市民の皆様及び投票所での混乱を少なくするため、入場整理券は知事と衆議とを合わせたものを新たに作成し送付いたします。

5ページをお開きください。

開票につきましては、12月16日（日）午後9時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

開票管理者は中山寛子委員長、同職務代理者は田崎敏男委員長職務代理者をお願いいたします。投票と同様に、都知事選挙と兼任していただくこととなります。

知事選挙も即日開票ですので、相当長時間となるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

開票立会人は、12月13日（木）の午後5時まで選管事務局で受け付け、同日午後5時30分から開催する選挙管理委員会において決定をいただきます。立会人が10人を超えた場合は、くじにより決定をいただくこととなります。小選挙区及び比例代表に加え都知事選挙の開票立会人も同日決定をいたしますのでよろしくお願いいたします。なお、最高裁判官国民審査の開票立会人は衆議院小選挙区選出の立会人が兼任することとなっております。

6ページをお願いいたします。

選挙公報ですが、東京都選挙管理委員会より納入され次第、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、速やかに各戸配布いたします。

ポスター掲示場設置の関係ですが、設置数は247か所です。面数については、3段3列9面となります。東京都選挙管理委員会より統一規格での指定がございました。

第4、『啓発活動』でございますが、目標及び実施方針と具体的内容について記載してございます。後ほど御参照願います。

次に、7ページの第5『選挙速報』でございます。

投票速報は、小選挙区については午前7時から1時間ごとに午後7時まで、比例代表は正午及び午後3時、国民審査は確定時に発表いたします。最後に午後8時現在の全ての確定状況を発表いたします。

8ページをお開きください。

開票速報でございますが、小選挙区は開票開始の午後9時から30分ごとに、比例代表は午後10時20分から1時間ごとに、それぞれ500票単位で発表いたします。

国民審査は確定のみの発表とします。

9分の、第6『主要事務日程』でございますが、後ほど御覧いただければと存じます。

また、最後の11分に、主要事務日程の中から、西東京市選挙管理委員会委員の皆様の主要事務日程を一覧にした表をお付けしてございます。西東京市になって初めての同日選挙となり、御多忙の中申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

なお、この表に記載の委員会日程につきましては、開催通知を省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第30号『第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

◎ 各委員

11月29日の東京都知事選挙について告示は予定どおり行われるのか。

◎ 事務局

予定どおり行います。

◎ 各委員

その他次回以降の委員会の開催日について確認を行いたい。

◎ 事務局

12月13日に開票立会人のくじ又は決定を行います。条例での時間の指定はございませんので、午後5時の受付終了後委員会を開催します。

12月16日は別紙のとおり当日有権者の決定等を行います。

その他、投票の順番については、東京都選挙管理委員会より小選挙区、比例代表、最高裁国民審査、都知事選挙の順番で行うことと、投票箱は4つ使って行うようにとの依頼を受けております。

12月9日より前に期日前投票をした方の国民審査の扱いについて、9日以降に国民審査のみを投票していただきます。前回の衆議院議員総選挙でも同様の対応をしております。

◎ 委員長

他に御意見はないようですので、議案第30号『第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』はこの案のとおり決定いたします。

次に、議案第31号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。

議案第31号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

名簿登録が短い期間で連続するため、通常と異なる資料となっておりますが御了承ください。

5ページに、各投票区別に登録者数を調製しております。

内容につきましては、資料の左側が今回登録となった各投票区別の人数、右側が前回の登録者数、今回の場合は平成24年9月2日の定時登録のものとなっております。

左側の欄の一番下の合計欄を御覧ください。平成24年11月28日現在の東京都知事選挙選挙時登録者総数は、男性が10名増、女性が72名減、合計で62名減となり、男性78,419名、女性82,716名の計161,135名となるものでございます。

関連する資料といたしまして、次の6ページは公職選挙法第23条(縦覧)第2項の規定に基づく選挙人名簿(選挙時登録)の縦覧場所の告示(第16号)の写し、7ページは公職選挙法第144条の2(ポスター掲示場)第4項の規定に基づく公営ポスター掲示場の設置場所についての告示(第17号)の写し及び8ページから14ページまでにその一覧表、15ページには地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による50分の1の告示(第18号)の写し、16ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(委員の解職請求)第2項の規定に基づく有権者の3分の1の告示(第19号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第31号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数(選挙時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第31号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数(選挙時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第32号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の17ページをお開きください。

議案第32号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者につきまして資料の18ページに投票管理者の一覧を、19ページに職務代理者の一覧を記載してございます。各投票所に投票管理者1名、職務代理者1名を配置することとして、合計68名を選任するものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製させていただいたものでございます。本件は、公職選挙法第37条(投票管理者)の規定に基づき、投票管理者については各投票区における選挙人名簿登録者の中から、また、職務代理者については事務職員(市の職員)の中から、それぞれ本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。

なお、本議案承認後に選任手続を行うこととしています。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で議案第32号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第32号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第33号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の20ページをお開きください。

議案第33号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』、御説明いたします。

21ページ及び22ページをお願いいたします。

平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人につきましては、資料の21ページ及び22ページに記載のとおり、各投票所にそれぞれ3名ずつ選任することとして、合計102名を選任するものでございます。立会人の選任につきましては、該当する投票区の選挙人名簿登録者から選任したものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製したものでございます。本件は、公職選挙法第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、本日現在第1投票区について1名が未定となっておりますが、決定しましたらお知らせいたします。

以上で、議案第33号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第33号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第34号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の23ページをお開きください。

議案第34号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

24ページ及び25ページをお願いいたします。

平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者につきましては、平成24年11月30日から同年12月15日までの間に行われる期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、各期日前投票所にそれぞれ1名ずつ、延べ64名をこの表に記載のとおり選任するものでございます。期日前投票管理者の選任につきましては、現在、臨時職員として属する方々で、選挙人名簿に登録されている方の中から選任したものでございます。また、25ページに記載した職務代理者につきましては、市管理職等職員のうち都知事選挙の選挙権を有する者の中から各部の推薦を得て選任したものでござ

います。

本件は、公職選挙法第37条（投票管理者）第2項（第48条第2項（読替え））の規定に基づき本人の承諾を得て選任したものでございます。

なお、職務代理人については、未定となっている日程がありますが、決定しましたらお知らせいたします。

以上で、議案第34号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理人の選任について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第34号『平成12年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第35号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の26ページをお開きください。

議案第35号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』、御説明いたします。

恐れ入ります、27ページ、28ページをお開きください。

平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人につきましては、平成24年11月30日から同年12月15日までの間行われる期日前投票所の投票立会人を、各期日前投票所にそれぞれ2名ずつ延べ64名をこの表に記載のとおり選任するものでございます。立会人の選任につきましては、現在、臨時職員として属する方々で、選挙人名簿に登録されている方の中から選任したものでございます。本件は、公職選挙法第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第35号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第35号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第36号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の29ページをお開きください。

議案第36号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職

務代理者の選任について』、御説明いたします。

平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者につきましては、公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定に基づき選任するものとし、開票管理者に中山委員長、開票管理者職務代理者に田崎委員長職務代理を選任するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第36号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

◎ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

◎ 各委員

特になし

◎ 委員長

特にないようですので、議案第36号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思いますが、事務局で何かありますか。

◎ 事務局

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日当日及び期日前投票の投票管理者、投票立会人については、後日委員会で改めて決定を行います。

次回の委員会は明日18:00より、東京都知事選挙候補者氏名等掲示の掲示順序決定の件でお集まりいただきます。

◎ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の第10回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

11時3分 終了

以上